

令和 7 年 第 9 回 委員会議題

令和 7 年 3 月 23 日

1 議 案

議案第 35 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 35 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 抹消する者の数 201人
内訳 死亡者 121人
市外転出者 80人
誤載者 0人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 7 年 3 月 23 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参考)

- 1 死亡者
令和 7 年 3 月 13 日から令和 7 年 3 月 22 日までに市長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過した者
令和 6 年 11 月 13 日から令和 6 年 11 月 22 日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	52	69	121
転 出 者	38	42	80
誤 載 者	0	0	0
計	90	111	201

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月23日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

専決第5号

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における投票管理者及びその職務代理者の変更について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員補欠選挙（福岡市西区選挙区）における西区の投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように変更する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月21日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

（根拠）

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。